

奈良市公報

第32号

令和2年8月17日発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 法務ガバナンス課長

目次

告 示

月 日	番号	件 名	主 管
7 16	394	住居番号の設定	市民課
7 16	395	放置自転車等の保管	環境政策課
7 16	396	生活保護法の規定による介護扶助機関の指定	保護課
7 16	397	生活保護法の規定による施術者からの事業の廃止の届出	保護課
7 16	398	生活保護法の規定による施術者の指定	保護課
7 16	399	生活保護法の規定による施術者の指定	保護課
7 17	400	介護保険法の規定による指定居宅介護支援事業者の廃止	介護福祉課
7 17	401	介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者の廃止	介護福祉課
7 20	402	自動車臨時運行許可番号標番号の失効	市民税課
7 20	403	認可地縁団体からの告示事項の変更の届出	地域づくり推進課
7 21	404	奈良市議会臨時会の招集	総合政策課
7 22	405	農用地利用集積計画の決定	農政課
7 27	406	令和2年奈良市告示第404号(奈良市議会臨時会の招集)の一部改正	総合政策課
7 27	407	開発行為に関する工事の完了	開発指導課
7 27	408	放置自転車等の保管	環境政策課
7 27	409	令和2年奈良市告示第404号(奈良市議会臨時会の招集)の一部改正	総合政策課
7 28	410	放置自転車等の保管	環境政策課
7 30	411	生活保護法の規定による介護扶助機関の指定	保護課

監 査 委 員

月 日	番号	件 名
7 30	10	包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名等
7 30	11	監査基準の策定
7 31	12	住民監査請求に係る監査結果の公表

公 営 企 業

月 日	番号	件 名	主 管
7 27	42	奈良市企業局指定給水装置工事事業者の指定	経営企画課

教 育 委 員 会

月 日	番号	件 名	主 管
7 20	16	定例教育委員会の開催	教育政策課
7 28	17	臨時教育委員会の開催	教育政策課

農 業 委 員 会

月 日	番号	件 名
7 20	10	農業委員会長の選任
7 20	11	農業委員会副会長の選任

告 示

奈良市告示第 394号

奈良市住居表示に関する条例（昭和42年奈良市条例第21号）第3条の規定により、次のとおり、住居番号を設定したので、同条第4項の規定により告示する。

令和 2年 7月16日

奈良市長 仲川 元庸

住居番号をつけた建造物の表示		
平松三丁目10番11号	五条畑一丁目23番16号	平松三丁目25番8号
平松三丁目10番12号	中登美ヶ丘五丁目26番1号	平松三丁目25番7号
平松三丁目10番13号	中登美ヶ丘五丁目26番2号	平松三丁目25番6号
二条町三丁目5番18号	中登美ヶ丘五丁目26番3号	平松四丁目23番4号
七条西町一丁目26番10号	中登美ヶ丘五丁目26番5号	富雄元町四丁目12番17号
平松三丁目10番22号	中登美ヶ丘五丁目26番6号	四条大路南町9番20号
三松二丁目1番10-2号	中登美ヶ丘五丁目26番7号	西大寺南町3番3号
青野町一丁目11番15号	中登美ヶ丘五丁目26番11号	四条大路南町5番9号
大安寺七丁目29番15号	中登美ヶ丘五丁目26番12号	宝来四丁目4番9号
菅野台2番32号	中登美ヶ丘五丁目26番13号	北登美ヶ丘二丁目25番6号
百楽園五丁目2番45号	中登美ヶ丘五丁目26番14号	西登美ヶ丘一丁目7番20-1号
大宮町二丁目6番8-室番号	中登美ヶ丘五丁目26番15号	西登美ヶ丘一丁目7番20-2号
平松二丁目2番41号	中登美ヶ丘五丁目26番16号	帝塚山二丁目14番3号
学園南二丁目17番21-2号	中登美ヶ丘五丁目26番17号	登美ヶ丘二丁目5番11号
四条大路西四丁目2番11-室番号	中登美ヶ丘五丁目27番3号	学園北二丁目2番15号
富雄北三丁目14番48号	中登美ヶ丘五丁目27番16号	菅原東一丁目20番25号
富雄泉ヶ丘1番12号	中登美ヶ丘五丁目30番8号	あやめ池南四丁目11番46-5号
百楽園三丁目5番6号	中登美ヶ丘五丁目30番10号	尼辻中町5番25号
四条大路南町27番9号	中登美ヶ丘五丁目30番11号	西大寺本町1番10号
四条大路南町27番10号	帝塚山南三丁目4番12号	菅野台10番23号
西大寺野神町二丁目1番30号	登美ヶ丘三丁目13番7号	

奈良市告示第395号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和2年7月16日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和2年7月16日

3 移動対象区域

近鉄新大宮駅周辺、JR奈良駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目288番地の1）

5 引取期間

移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）を持参すること。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費自転車 2,000円

原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）

8 連絡先

奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111（代表）

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和2年7月16日

奈良市長 仲川元庸

指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	所在地		
開設者		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	主たる事務所の所在地		
デイサービス福助	奈良県奈良市南京終町一丁目 89番地4	居宅 通所介護	令和2年 7月1日
株式会社フェリシテ	京都府木津川市木津殿城 90番地6		
ケアプランセンター OHANA	奈良県奈良市小倉町 1231番地の2	居宅介護支援事業（介護計画作成）	令和2年 7月1日
OHANA合同会社	奈良県奈良市小倉町 1231番地の2		

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2の規定により施術者から事業を廃止した旨の届出があったので、同法第55条の3の規定により次のとおり告示する。

令和2年7月6日

奈良市長 仲川 元庸

指定施術者の氏名		廃止した施術の種類	廃止年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
新田 容孝		あんま	平成30年 5月1日
株式会社フレアス	奈良県奈良市白毫寺町835番 地の1 大和紀寺ビル305号		
平川 隼吾		あんま はり・きゅう	平成30年 12月10日
株式会社フレアス	奈良県奈良市白毫寺町835番 地の1 大和紀寺ビル305号		
池元 雄仁		あんま はり・きゅう	平成30年 12月10日
株式会社フレアス	奈良県奈良市白毫寺町835番 地の1 大和紀寺ビル305号		
高見 南帆		あんま はり・きゅう	平成31年 2月25日
株式会社フレアス	奈良県奈良市白毫寺町835番 地の1 大和紀寺ビル305号		
高柳 麗子		あんま はり・きゅう	令和元年 7月5日
株式会社フレアス	奈良県奈良市白毫寺町835番 地の1 大和紀寺ビル305号		

奈良市告示第 398 号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定により、施術者の指定をしたので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和2年7月16日

奈良市長 仲川 元 庸

指定施術者の氏名		施術の種類	指定年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
光井 宏旭		あんま はり・きゅう	令和2年 7月13日
株式会社フレアス	奈良県奈良市白毫寺町835番 地の1 大和紀寺ビル305号		

奈良市告示第 399 号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定により、施術者の指定をしたので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和2年7月16日

奈良市長 仲川元庸

指定施術者の氏名		施術の種類	指定年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
尾西 敬子		はり・きゅう	令和2年 7月7日
からだ元気治療院 奈良店	奈良県奈良市法華寺町 126-1 岩本西ビル 101号		
山本 香菜		はり・きゅう	令和2年 7月7日
からだ元気治療院 奈良店	奈良県奈良市法華寺町 126-1 岩本西ビル 101号		
村山 龍		あんま はり・きゅう	令和2年 7月7日
からだ元気治療院 奈良店	奈良県奈良市法華寺町 126-1 岩本西ビル 101号		

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定により、指定居宅介護支援事業者を廃止したので、同法第85条第2号の規定により公示する。

令和2年7月 17 日

奈良市長 仲川元庸

1 廃止年月日 令和2年7月31日

事業所番号	サービスの種類	事業者		事業所	
		法人名	法人所在地	名称	住所
2970102980	居宅介護支援	株式会社 ライフアート コミュニティ	奈良市佐保台 二丁目902番地 の241	ライフアートコ ミュニティ佐保の里 居宅介護支援事業 所	奈良市佐保台 二丁目902番地の 241

2 廃止年月日 令和2年7月31日

事業所番号	サービスの種類	事業者		事業所	
		法人名	法人所在地	名称	住所
2970107963	居宅介護支援	合同会社 クライムハイカン パニー	奈良県天理市川 原城町374番5	クライムハイケア 居宅支援事業所	奈良市瓦堂町 22-1 サンコーポ瓦堂 211

3 廃止年月日 令和2年8月31日

事業所番号	サービスの種類	事業者		事業所	
		法人名	法人所在地	名称	住所
2970106684	居宅介護支援	合同会社えにし ケアステーション	京都府木津川市 木津八ヶ坪 3番地23	えにしケアステー ション	奈良市神殿町 166-2 神殿マンション 1号棟101号室

奈良市告示第401号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者を廃止したので、同法第78条第2号の規定により公示する。

令和2年7月17日

奈良市長 仲川元庸

1 廃止年月日 令和2年6月30日

事業所番号	サービスの種類	事業者		事業所	
		名称	住所	名称	住所
2970103517	訪問介護	株式会社 日本ユニケア	奈良市東登美ヶ丘1-1-3	ハーモニー・ヘルプ ーステーション 学園前	奈良市中登美ヶ丘一丁目1994-3 第D20号棟 第102号室

奈良市告示第402号

自動車臨時運行許可番号標番号を失効したので、次のとおり告示する。

令和2年7月20日

奈良市長 仲川元庸

自動車臨時運行 許可番号標番号		失効年月日	許可を受けた者の住所・氏名	許可年月日
奈良	2359	令和2年 7月20日	省略	平成31年 1月25日
奈良	2381	令和2年 7月20日	省略	平成31年 2月4日
奈良	2362	令和2年 7月20日	省略	平成31年 2月13日
奈良	2372	令和2年 7月20日	省略	平成31年 2月28日
奈良	2409	令和2年 7月20日	省略	令和元年 7月12日
奈良	2415	令和2年 7月20日	省略	令和元年 8月16日
奈良	2283	令和2年 7月20日	省略	令和元年 9月10日
奈良	2422	令和2年 7月20日	省略	令和元年 9月18日
奈良	2377	令和2年 7月20日	省略	令和元年 9月30日
奈良	2407	令和2年 7月20日	省略	令和元年 10月18日
奈良	2421	令和2年 7月20日	省略	令和元年 10月25日

奈良市告示第 403 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により南登美ヶ丘第一自治会から告示した事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和2年 7 月 20 日

奈良市長 仲川 元庸

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	今枝 輝彰 奈良市南登美ヶ丘1番9号	八木 禧尚 奈良市南登美ヶ丘2番2号

2 変更の年月日

令和2年3月22日

奈良市告示第 404 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項及び第7項並びに第102条第3項及び第4項の規定により、次に掲げる事件を付議するため、令和2年7月28日奈良市に奈良市議会臨時会を招集する。

令和2年7月21日

奈良市長 仲川元庸

1. 市長専決処分の報告について
2. 令和2年度奈良市一般会計補正予算（第4号）

奈良市告示第 405 号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定に基づき農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定に基づき公告する。

令和2年7月22日

奈良市長 仲川元庸

奈良市告示第 406 号

令和2年奈良市告示第404号（奈良市議会臨時会の招集）の一部を次のように改正する。

令和2年7月27日

奈良市長 仲川元庸

付議する事件に次の1事件を追加する。

3. 市長専決処分の報告及び承認を求めることについて

奈良市告示第 407 号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告する。

なお、当該開発区域を表示した図書は、都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供する。

令和2年7月27日

奈良市長 仲川元庸

1 許可の年月日及び番号

令和元年12月16日	奈良市指令整開	第19A-24号
令和2年6月8日	奈良市指令整開	第19A-24-1号
令和2年7月21日	奈良市指令整開	第19A-24-2号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 令和2年7月27日 第1737号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市南肘塚町253番及び254番の一部

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府中央区平野町一丁目6番8 メロディーハイム301

株式会社 フューチャー 代表取締役 内海 弘康

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和2年7月27日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和2年7月27日

3 移動対象区域

近鉄新大宮駅周辺、JR奈良駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目288番地の1）

5 引取期間

移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）を持参すること。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費自転車 2,000円

原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）

8 連絡先

奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111（代表）

奈良市告示第 409 号

令和 2 年奈良市告示第 404 号（奈良市議会臨時会の招集）の一部を次のように改正する。

令和 2 年 7 月 27 日

奈良市長 仲 川 元 庸

「3. 市長専決処分の報告及び承認を求めることについて」を「3. 訴えの提起について」に改める。

奈良市告示第 410 号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和2年7月28日

奈良市長 仲川 元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和2年7月28日

3 移動対象区域

近鉄新大宮駅周辺、近鉄高の原駅周辺及びJR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目288番地の1）

5 引取期間

移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）を持参すること。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費自転車 2,000円

原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）

8 連絡先

奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111（代表）

奈良市告示第 411 号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和2年7月30日

奈良市長 仲川元庸

指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	所在地		
開設者		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	主たる事務所の所在地		
医療法人昌誠会 新大宮歯科医院	奈良県奈良市大宮町六丁目 9-1 新大宮ビル1階	居宅 居宅療養管理指導	令和2年 6月1日
医療法人昌誠会	奈良県奈良市大宮町六丁目 9-1 新大宮ビル1階	介護予防 居宅療養管理指導	

監 查

奈良市監査委員告示第 10 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 32 第 2 項の規定に基づき、包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名及び住所並びに当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間を次のとおり告示します。

令和 2 年 7 月 30 日

奈良市監査委員	東	口	喜代一
同	中	本	勝
同	山	本	憲 宥
同	伊	藤	剛

1 包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名及び住所

(1) 小市 裕之

兵庫県神戸市西区枝吉三丁目 113 番地 2

(2) 西口 志浩

奈良県大和郡山市九条町 247 番地の 1 プレステ壺番館 808 号

(3) 黒嶋 啓太

兵庫県尼崎市神田南通五丁目 146 番地

2 包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間

令和 2 年 7 月 30 日から令和 3 年 3 月 31 日まで

奈良市監査委員告示第 11 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 198 条の 4 第 1 項の規定により監査基準を策定したので、同条第 3 項の規定により、別添のとおり公表します。

令和 2 年 7 月 30 日

奈良市監査委員	東	口	喜代一
同	中	本	勝
同	山	本	憲 宥
同	伊	藤	剛

奈良市監査基準

令和2年7月30日
奈良市監査委員決定

第一章 基本方針

(監査委員監査の目的と判断基準)

- 第1条 本市の事務事業の執行が住民の福祉の増進に努め、最少の経費で最大の効果を上げるようになされているかの観点から、組織としての監査委員が監査、検査、審査その他の行為（以下「監査等」という。）を実施するものとする。
- 2 監査基準は地方自治の制度における重要なインフラストラクチャーであり、個人としてではなく組織としての監査委員の適切かつ有効な監査等の実施を図るための判断基準である。本基準に従い、監査等に係る事項について監査委員において適宜協議を行い監査等を実施するものとする。

第二章 一般基準

(公正不偏の態度)

- 第2条 監査委員は、監査等を実施するに当たり常に公正不偏の態度を保持しなければならない。

(専門的能力)

- 第3条 監査委員は、監査等に係る能力の向上と実務経験等から得られる知識の蓄積に努めなければならない。

(正当な注意)

- 第4条 監査委員は、監査等を実施するに当たり正当な注意を払い、監査等の専門家としての懐疑心を保持しなければならない。

(守秘義務)

- 第5条 監査委員は、職務上知り得た事項を正当な理由なく他に漏らし、又は窃用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(記録の保存)

- 第6条 監査委員は、監査等の計画並びにこれに基づき実施した監査等の内容及び結果を記録し適切に保存しなければならない。

(品質管理)

- 第7条 監査委員は、監査等が適切に実施されるために必要な品質管理の体制を整備するように努めるものとする。

(監査等の種類)

- 第8条 監査等の種類は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 財務監査（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第199条第1項の規定による監査）
- (2) 行政監査（法第199条第2項の規定による監査）
- (3) 財政援助団体等に対する監査（法第199条第7項の規定による監査）
- (4) 例月現金出納検査（法第235条の2第1項の規定による検査）
- (5) 決算審査（法第233条第2項又は地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第2項の規定による審査）
- (6) 基金の運用状況審査（法第241条第5項の規定による審査）

- (7) 健全化判断比率等審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定による審査）
- 2 法令の規定により監査委員が行うこととされているその他の行為については、法令の規定に基づき、かつ、本基準の趣旨に鑑み、実施するものとする。

第三章 実施基準

（監査等の計画の策定）

第9条 監査委員は、監査等を効果的かつ効率的に実施するために、内部統制の整備状況及び運用状況、本市の置かれている環境、過去の監査結果、監査結果の措置状況、監査資源等を総合的に考慮し、監査等のリスク（事務事業に内在するリスク）と監査等における重要性を勘案して監査等の計画を策定するものとする。なお、監査等の計画には、監査等の種類、対象、時期、その他必要な事項を定めるものとする。

（監査等の方法）

第10条 監査等は、監査対象部局等から資料の提出を求め説明を聴取し、関係諸帳簿及び現場を調査する等の方法により行うものとする。

- 2 監査等の実施過程で想定していなかった事象若しくは状況が生じた場合又は新たな事実を発見した場合には、改めて追加的手続を実施するものとする。

第四章 報告基準

（監査等の結果に関する報告等の提出等）

第11条 監査委員は、監査等を終了したときは、結果に関する報告を議会及び市長等へ提出するものとする。なお、必要があると認める場合は、監査等の結果に関する報告に添えて意見を提出するとともに、当該報告のうち特に措置を講じる必要があると認める事項については勧告することができる。

（監査等の結果に関する報告等への記載事項）

第12条 監査等の結果に関する報告等には、おおむね次の各号に掲げる事項を記載するものとする。なお、監査委員は、重大な制約等により重要な監査等の手続を実施できず、監査等の結果及び意見を表明するための監査等に係る証拠を入手ができなかった場合には、必要に応じて監査報告等にその旨、内容、理由等を記載することができる。

- (1) 報告書等の提出日
 - (2) 監査等を実施した監査委員名
 - (3) 監査等の種類
 - (4) 監査等の対象
 - (5) 監査等の内容及び結果
- 2 監査委員は、監査等の結果に関する報告を提出した者及び監査等の結果に関する報告に係る勧告をした者に、適時、措置状況の報告を求めるよう努めるものとする。

附 則

本基準は、令和2年7月30日から施行する。

奈良市監査委員告示第12号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づく住民監査請求に係る監査結果を、同条第5項の規定により通知したので、次のとおり公表します。

令和2年7月31日

奈良市監査委員 東口 喜代一
同 中本 勝
同 山本 憲宥
同 伊藤 剛

奈 監 第 46 号
令和2年7月30日

請求人 A 氏

奈良市監査委員 東口 喜代一
同 中本 勝
同 山本 憲宥
同 伊藤 剛

奈良市職員措置請求の結果について（通知）

令和2年6月4日付けで提出のあった奈良市職員措置請求書（以下「本件住民監査請求」という。）については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第5項の規定に基づき監査した結果、その内容を次のとおり通知します。

第1 請求の受付

1 請求の要旨

請求人が請求している要旨は、次のとおりである。なお、原文のまま記載している。

奈良市職員措置請求書

1 請求の趣旨

- (1) 監査委員は、奈良市長仲川元庸に対し、「柏木公園施設撤去工事」（令和2年4月15日公告、同年5月11日入開札）に関して、一切の公金を支出してはならないと勧告するよう求める。
- (2) 監査委員は、奈良市長仲川元庸に対し、「柏木公園施設撤去工事」（令和2年4月15日公告、同年5月11日入開札）により撤去（伐採等の行為を含む。）された柏木公園施設（樹木を含む。）を原状回復せよと勧告するよう求める。

2 請求の理由

奈良市が、都市計画法（昭和43年法律第100号）第77条の2第1項の規定に基づく市町村都市計画審議会である奈良国際文化観光都市建設審議会において都市計画公園の変更又は廃止の議決を経ず、その旨の決定がないまま、都市計画公園である柏木公園の施設である工作物を撤去し、樹

木を伐採した行為は違法であり、この事業のために公金を支出することは違法である。

2 請求の受理等

本件住民監査請求は、令和2年6月10日に要件審査を行った結果、地方自治法第242条第1項の規定による要件を満たしているものと認め、これを受理した。

また、請求人は、柏木公園施設撤去工事（以下「撤去工事」という。）に関して、一切の公金を支出してはならないと求めているため、要件審査を行った際、同条第4項に基づく暫定的停止勧告を行うかどうか協議した。暫定的停止勧告については、同条第11項において、監査委員の合議によるものと規定されているが、合議に至らなかったため、結果を出すことはできなかった。

なお、要件審査及び暫定的停止勧告の協議を行った監査委員のうち、議選監査委員2人は令和2年6月30日付けで退任し、現議選監査委員が同年7月1日付けで就任している。

第2 監査の実施

1 監査対象事項

撤去工事に関して公金を支出することが違法又は不当であるか、また、撤去工事により樹木を含む柏木公園施設を撤去したことが違法又は不当な財産の管理にあたるかどうかについて監査した。

2 監査対象部局

子ども未来部 子育て相談課
都市整備部 都市計画課 公園緑地課

3 請求人による証拠の提出及び陳述

本件住民監査請求については、請求人から、地方自治法第242条第7項の規定による陳述を行わない旨の申出があったため、陳述の聴取を行わなかった。なお、請求人から新たな証拠の提出はなかった。

4 関係職員の陳述

令和2年7月8日に子ども未来部長及び子育て相談課長、同年同月9日に都市整備部長、都市計画課長及び公園緑地課長に対し、陳述の聴取を行った。

第3 監査の結果

1 事実関係

(1) 柏木公園の概要について

昭和51年4月1日に供用開始された柏木公園（奈良市柏木町255番地の1）は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第6項及び第11条第1項第2号に基づく、都市計画施設としての都市計画公園である。

都市計画公園は、公園として都市計画決定された施設を指し、都市計画区域内に設置されている必要がある。

【都市計画法（抄）】

（定義）

第4条

1～5 略

6 この法律において「都市計画施設」とは、都市計画において定められた第11条第1項各号に掲げる施設をいう。

7～16 略

(都市施設)

第11条 都市計画区域については、都市計画に、次に掲げる施設を定めることができる。この場合において、特に必要があるときは、当該都市計画区域外においても、これらの施設を定めることができる。

(1) 略

(2) 公園、緑地、広場、墓園その他の公共空地

(3)～(4) 略

2～6 略

(2) 撤去工事に係る経過について

令和2年3月6日 県へ文化財保護法(昭和25年法律第214号)第94条第1項の規定に基づく通知

令和2年4月1日 県から発掘調査を行う旨の通知

令和2年4月2日 子育て相談課から公園緑地課への撤去工事予算の配当替

令和2年4月3日 撤去工事の施行起案決裁

令和2年4月15日 撤去工事の入札公告

令和2年5月8日 第118回奈良国際文化観光都市建設審議会開催中止(新型コロナウイルス感染症拡大防止のため)

令和2年5月11日 撤去工事入札

令和2年5月11日 撤去工事契約

令和2年5月18日 撤去工事開始

令和2年5月27日 第118回奈良国際文化観光都市建設審議会開催

令和2年5月28日 撤去工事一時中止

令和2年6月3日 第119回奈良国際文化観光都市建設審議会開催

令和2年6月8日 撤去した樹木の搬出

令和2年6月17日 撤去工事再開

令和2年7月10日 撤去工事の前払金支出

【文化財保護法(抄)】

(土木工事等のための発掘に関する届出及び指示)

第93条 土木工事その他埋蔵文化財の調査以外の目的で、貝塚、古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地(以下「周知の埋蔵文化財包蔵地」という。)を発掘しようとする場合には、前条第1項の規定を準用する。この場合において、同項中「30日前」とあるのは、「60日前」と読み替えるものとする。

2 略

(国の機関等が行う発掘に関する特例)

第94条 国の機関、地方公共団体又は国若しくは地方公共団体の設立に係る法人で政令の定めるもの（以下この条及び第97条において「国の機関等」と総称する。）が、前条第1項に規定する目的で周知の埋蔵文化財包蔵地を発掘しようとする場合においては、同条の規定を適用しないものとし、当該国の機関等は、当該発掘に係る事業計画の策定に当たって、あらかじめ、文化庁長官にその旨を通知しなければならない。

2～5 略

(3) 撤去工事の実施理由及び内容について

撤去工事の実施理由は、(仮称) 奈良市子どもセンター（以下「子どもセンター」という。）建設予定地の柏木町が「周知の埋蔵文化財包蔵地」であることから、建設工事を行うにあたり、文化財保護法第94条第1項の規定に基づき県へ通知を行ったところ、県からの、令和2年4月1日付け文保第2010号の通知により、事前に埋蔵文化財発掘調査を実施する必要性が生じたためである。

また、撤去工事の主な内容は、柏木公園における築山及びアスファルト等の構造物並びに樹木の撤去である。

(4) 奈良国際文化観光都市建設審議会について

都市計画法第77条の2第1項及び奈良国際文化観光都市建設審議会条例第1条の規定に基づき、市町村都市計画審議会として、本市に奈良国際文化観光都市建設審議会（以下「国都審」という。）が設置されている。

【都市計画法（抄）】

（市町村都市計画審議会）

第77条の2 この法律によりその権限に属させられた事項を調査審議させ、及び市町村長の諮問に応じ都市計画に関する事項を調査審議させるため、市町村に、市町村都市計画審議会を置くことができる。

2～3 略

【奈良国際文化観光都市建設審議会条例（抄）】

（設置）

第1条 都市計画法（昭和43年法律第100号）第77条の2第1項の規定に基づく市町村都市計画審議会として、奈良国際文化観光都市建設審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(5) 国都審が開催された経緯について

都市計画公園である柏木公園内に子どもセンターを建設するにあたり、都市計画施設の区域から子どもセンター敷地相当分の面積を減じる旨の都市計画の変更を行う必要があるため、このために、都市計画法第19条第1項及び第21条の規定に基づき、国都審が開催された。

【都市計画法（抄）】

（市町村の都市計画の決定）

第19条 市町村は、市町村都市計画審議会（当該市町村に市町村都市計画審議会が置かれていないときは、当該市町村の存する都道府県の都道府県都市計画審議会）の議を経て、都市計画を決定するものとする。

(都市計画の変更)

第 21 条 都道府県又は市町村は、都市計画区域又は準都市計画区域が変更されたとき、第 6 条第 1 項若しくは第 2 項の規定による都市計画に関する基礎調査又は第 13 条第 1 項第 19 号に規定する政府が行う調査の結果都市計画を変更する必要があるとなつたとき、遊休土地転換利用促進地区に関する都市計画についてその目的が達成されたと認めるとき、その他都市計画を変更する必要があるときは、遅滞なく、当該都市計画を変更しなければならない。

2 第 17 条から第 18 条まで及び前 2 条の規定は、都市計画の変更（第 17 条、第 18 条第 2 項及び第 3 項並びに第 19 条第 2 項及び第 3 項の規定については、政令で定める輕易な変更を除く。）について準用する。この場合において、施行予定者を変更する都市計画の変更については、第 17 条第 5 項中「当該施行予定者」とあるのは、「変更前後の施行予定者」と読み替えるものとする。

2 監査委員の判断

請求人は、「都市計画法の規定に基づく国都審において都市計画公園の変更又は廃止の議決を経ず、その旨の決定がないまま、都市計画公園である柏木公園の施設である工作物を撤去し、樹木を伐採した行為は違法であり、この事業のために公金を支出することは違法である。」と主張しているため、これらのことについて判断する。

市が、子どもセンターを柏木公園に建設するにあたり、柏木公園が都市計画公園であることから、事実関係(5)のとおり、都市計画施設の区域から子どもセンター敷地相当分の面積を減じる旨の都市計画の変更を行うために、国都審の議を経る必要があった。

令和 2 年度当初の計画では、事実関係(2)のとおり、上記都市計画の変更を行うための国都審の議を経た後、入札を行い、撤去工事に着手する予定であったが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため国都審の開催が延期になったことから、国都審の議を経ないまま、撤去工事に着手することとなった。

しかし、撤去工事の実施理由は、事実関係(3)のとおり、子どもセンター建設に伴い、文化財保護法の規定に基づき県へ通知を行ったところ、県からの通知により、事前に埋蔵文化財発掘調査を実施する必要があるためである。一般的に、発掘調査は建築行為には当たらないことから、発掘調査のための撤去工事についても建築行為に当たらないと解するのが相当である。したがって、撤去工事は、子どもセンター建設のために必要な工事ではあるが、子どもセンター本体工事の着手ではないと考える。

また、事実関係(5)のとおり、都市計画施設の区域の面積を減じる場合、国都審の議を経た上で、都市計画を変更する必要があるが生じるが、撤去工事により、公園施設の構造物及び樹木の撤去は行われているものの、そのことにより都市計画施設の区域に変更が生じるわけではないため、都市計画の変更は必要ではないと考える。

これらのことから、埋蔵文化財発掘調査のための撤去工事は、国都審の議を経る必要があった工事であるとはいえないと判断する。

以上のとおり、埋蔵文化財発掘調査のための撤去工事に関して公金を支出することが、違法又は不当であるとはいえず、また、樹木を含む柏木公園施設を撤去したことが、違法又は不当な財産の管理にあたるもいえないため、請求人の主張は理由がないものと判断し、本件住民監査請求を棄却する。

公當企業

奈良市企業局告示第42号

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）
第4条第1項の規定により奈良市企業局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程
第10条の規定により次のとおり公示します。

令和2年7月27日

奈良市公営企業管理者 池田 修

名 称	代表者氏名	所 在 地	指 定 日
有限会社ワキタ 総合	代表取締役 脇 田 淳一	大阪府貝塚市名越878	令和2年7月17日

教育委員会

奈良市教育委員会告示第16号

令和2年7月定例教育委員会を次のとおり開催しますので、奈良市教育委員会会議規則（昭和57年奈良市教育委員会規則第12号）第3条第2項の規定により告示します。

令和2年7月20日

奈良市教育委員会
教育長 北谷 雅人

1 日 時

令和2年7月21日（火）

午前10時から

2 場 所

奈良市役所 中央棟地下1階 地下会議室

3 会議に付すべき事案

教育長報告

（1）令和2年度7月補正予算要求額について

議事

議案第15号 （仮称）奈良市立一条高等学校附属中学校の設置について

議案第16号 奈良市学校給食費の管理に関する要綱の一部改正について

議案第17号 奈良市立図書館管理規則の一部改正について

協議事項

「奈良市の目指す教育について」

その他報告事項

（1）「学校再開後の生活調べ」及び再開後の状況について

（2）アフターコロナにおける不登校児童生徒の対応について

傍聴受付は、開催日の午前9時から午前9時50分まで、教育政策課にて行います。定員は5名で、定員になり次第締切させていただきます。

奈良市教育委員会告示第17号

令和2年8月臨時教育委員会を次のとおり開催しますので、奈良市教育委員会会議規則(昭和57年奈良市教育委員会規則第12号)第3条第2項の規定により告示します。

令和2年7月28日

奈良市教育委員会

教育長 北谷 雅人

1 日 時

令和2年8月4日(火)

午後1時から

2 場 所

奈良市教育センター(はぐくみセンター) 8階 中講座室

3 会議に付すべき事案

議事

議案第18号 令和3年度使用奈良市立高等学校教科用図書の採択について

議案第19号 令和3～6年度使用奈良市立中学校教科用図書の採択について

傍聴受付は、開催日の正午から12時50分までです。

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から会議場所での傍聴はご遠慮いただき、9階大講座室で会議の様子を傍聴していただきます。受付場所は、奈良市教育センター 9階 キッズサイエンスラボ前にて行います。

定員は80名で、定員を超える場合は抽選を行います。

農業委員会

奈良市農業委員会告示第 10 号

令和2年7月20日に開催した令和2年7月奈良市農業委員会臨時総会において、次の者を奈良市農業委員会会長に選任した。

令和2年7月20日

奈良市農業委員会会長 巽 一 孝

奈良市中畑町401番地 巽 一 孝

奈良市農業委員会告示第 11 号

令和2年7月20日に開催した令和2年7月奈良市農業委員会臨時総会において、次の者を奈良市農業委員会副会長に選任した。

令和2年7月20日

奈良市農業委員会長 巽 一 孝

奈良市白毫寺町175番地 中 田 武 文

奈良市須川町1018番地の1 羽 坂 まさ子